

▶ 障害学生に対する相談窓口

- ・ 障害を理由に修学を断念することのないよう、すべての学生に公平な機会の確保に努めています。
- ・ 本学には、障害学生を支援するためのアドバイザーがいます。学生生活を送るなかで困難なことがある場合は、学生センターに相談してください。

▶ 支援までの流れ

相談申込書の提出

申込書に学生生活における困りごとや希望する支援内容等を記入のうえ、学生センターに提出。

面談

障害学生支援アドバイザー又は学生センターの担当職員が面談を実施。

合理的配慮（支援内容）の検討・決定

希望する支援内容について、大学で実施が可能な合理的配慮を検討のうえ、決定。

合理的配慮の実施

▶ 合理的配慮について

- ・ 教育の質の維持を保證する範囲において、学生本人の要望に基づいた調整を行い、適切な支援に努めます。
- ・ 大学が行う教育の本質及び評価基準を変えること等、他の学生に教育上の影響を及ぼすような変更・調整は行いません。